港区の公益通報制度の仕組み

※公益通報者保護制度は、労働者が公益のために勤務先の不法行為等を通報したことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けることがないよう保護する制度です。

内部公益通報（一事業者としての港区）

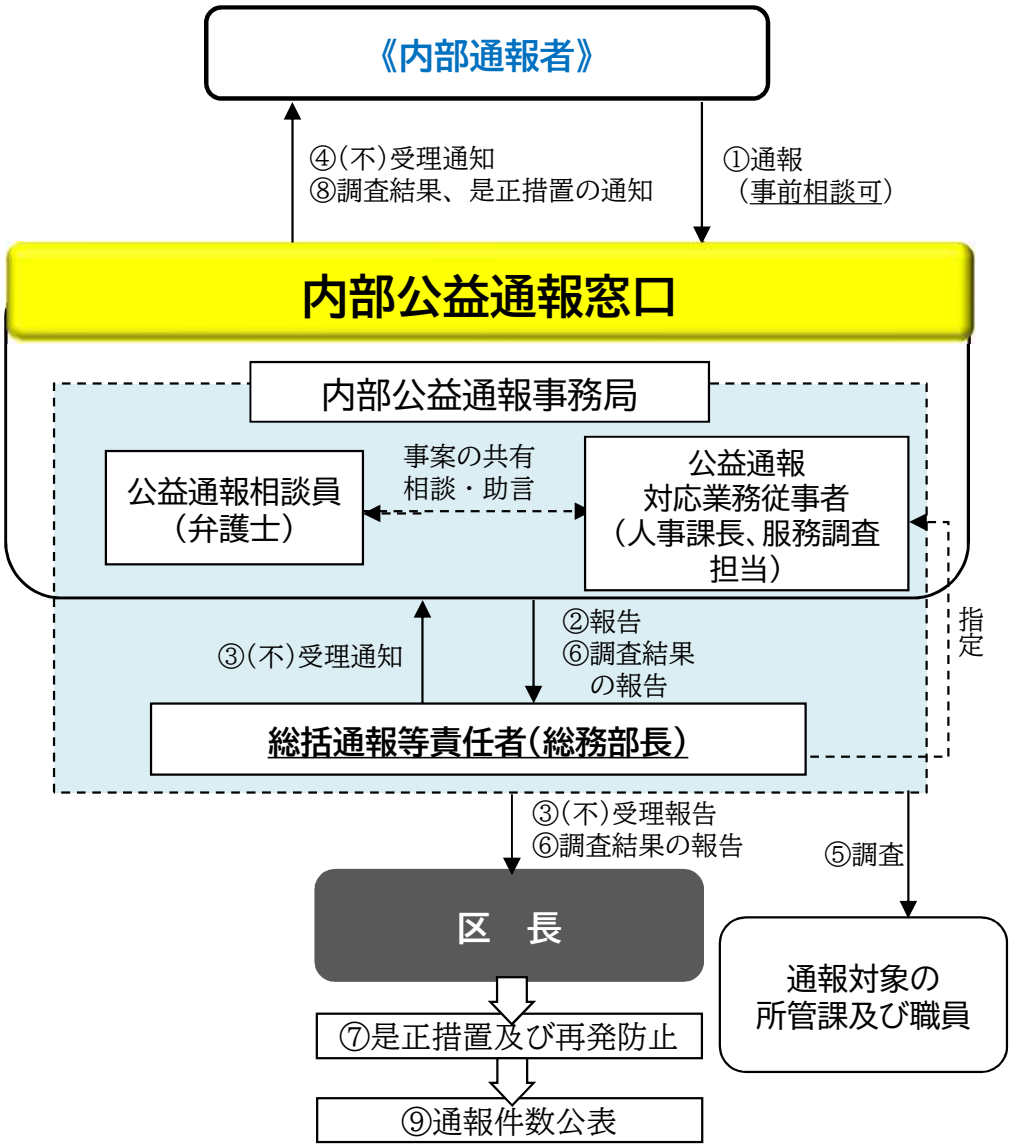

※区長等が関係する事案については、関与していない者が対応します。

外部公益通報（処分権限を有する行政機関としての港区）

《外部公益通報の対象》
・公益通報保護法第2条第3項に規定する通報対象事実
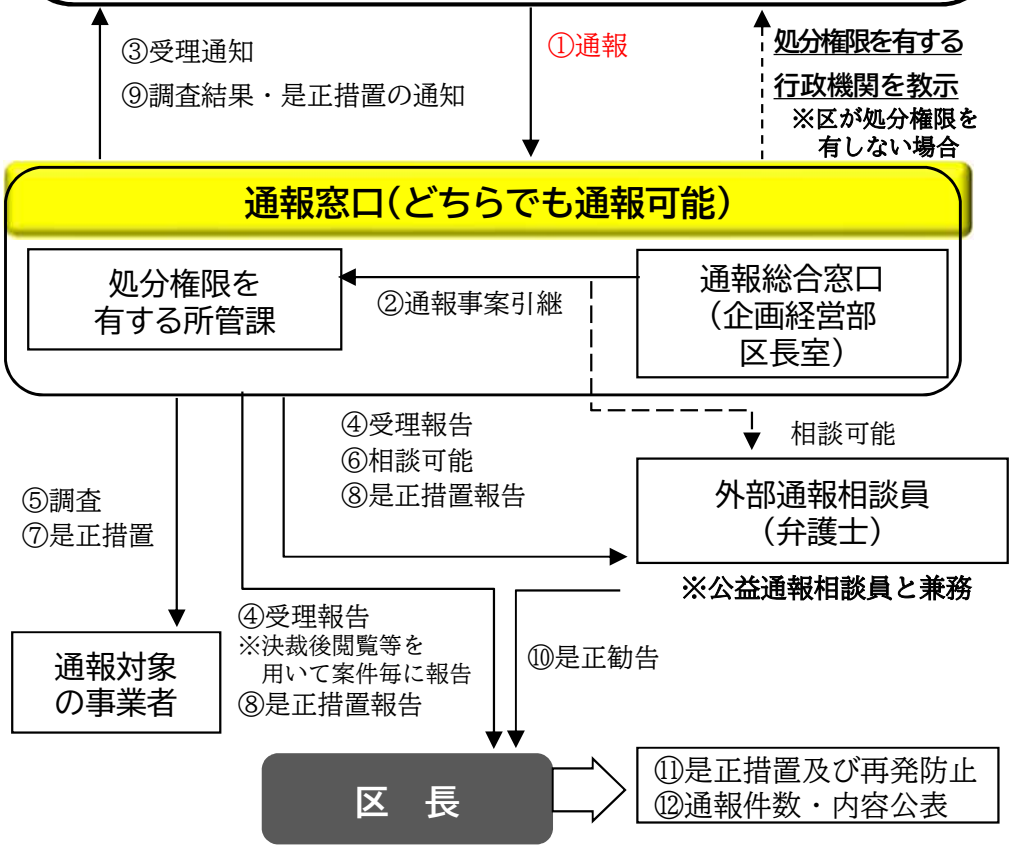
《外部通報者》
・通報対象事実に関係する事業者に雇用されている労働者、当該事業者の役員
・通報対象事実に関係する事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の役員
・通報対象事実に関係する事業者の取引先の労働者、当該事業者の役員
・上記の退職者（退職後1年以内）